

令和2年第4回（6月）都城市議会定例会 付議事件一覧

令和2年6月9日現在

●市長提出議案

議案案件 17件（承認＝5件、条例＝9件、補正予算＝1件、単行＝2件）

◎ 以下の表の右欄「ページ」に「※」を付したものの本文は、議会事務局で閲覧できます。

○ 承認議案 5件

頁

1	議案第70号	専決処分した事件の報告及び承認について (都城市税条例の一部を改正する条例)	1
	地方税法等の一部が改正されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等を規定するため、所要の改正を行うもの		
2	議案第71号	専決処分した事件の報告及び承認について (都城市特別職の職員及び教育長の期末手当の臨時特例に関する条例)	9
	令和2年6月1日を基準日として支給する市長、副市長及び教育長の期末手当の支給額を減額するため、条例を制定するもの		
3	議案第72号	専決処分した事件の報告及び承認について (都城市議会の議員の期末手当の臨時特例に関する条例)	17
	令和2年6月1日を基準日として支給する議員の期末手当の支給額を減額するため、条例を制定するもの		
4	議案第73号	専決処分した事件の報告及び承認について (都城市国民健康保険条例の一部を改正する条例)	25
	新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的とし、新型コロナウイルス感染症に感染するなどの一定の要件を満たした被用者に傷病手当金を支給するため、所要の改正を行うもの		
5	議案第74号	専決処分した事件の報告及び承認について (令和2年度都城市一般会計補正予算)	※

○ 条例議案 9件

頁

6	議案第75号	都城市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について	35
	地方自治法の改正に伴い、監査委員が機動性を発揮しつつ監査を行うため、監査委員において定めることが適切である規定を削除し、及び都城市監査委員事務局設置条例により定めている事務局の設置等の規定を加えるため、所要の改正を行うもの		
7	議案第76号	都城市役所支所設置条例の一部を改正する条例の制定について	43
	令和2年10月26日から供用開始予定の庄内地区市民センターの建替えに伴い、事務所の位置の変更をするため、所要の改正を行うもの		
8	議案第77号	都城市税条例の一部を改正する条例の制定について	49
	地方税法等の一部が改正されたことに伴い、軽自動車税の環境性能割の非課税期間を延長するため、所要の改正を行うもの		

9	議案第78号	都城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	55
	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の改正により、令和2年5月25日に個人番号通知カードが廃止されたことに伴い、個人番号通知カードの再交付に係る手数料についての規定を削除するため、所要の改正を行うもの		
10	議案第79号	都城市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	61
	県の重度障がい者（児）医療費公費負担事業補助金交付要綱の改正に伴い、医療費の現物給付の対象を拡大し、20歳以上の重度心身障がい者の入院外に係る窓口負担分を1医療機関1月当たり500円とすること等のため、所要の改正を行うもの		
11	議案第80号	都城市公民館条例の一部を改正する条例の制定について	69
	令和2年10月26日から供用開始予定の庄内地区公民館の建替えに伴い、使用料及び位置の変更をするため、所要の改正を行うもの		
12	議案第81号	都城市介護保険条例第10条第2項の特例を定める条例の制定について	75
	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、感染症の影響により一定程度収入が下がった者に対する介護保険料の減免を行うことに伴い、減免申請期間を延長するため、所要の改正を行うもの		
13	議案第82号	都城市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について	81
	新型コロナウイルス感染症の影響により、工期の延長を余儀なくされた指定事業者について、工場等用地取得補助金の交付要件である操業を開始すべき期間を延長するため、所要の改正を行うもの		
14	議案第83号	都城市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について	87
	地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の改正により、地方拠点強化税制の適用期間が2年間延長されたことに伴い、企業の本社機能の更なる移転促進及び強化を図るため、所要の改正を行うもの		

○ 補正予算議案 1件

15	議案第84号	令和2年度都城市一般会計補正予算（第3号）	※
----	--------	-----------------------	---

○ 単行議案 2件

16	議案第85号	財産の取得について	93
	高規格救急自動車の取得について、先般行った指名競争入札の結果、宮崎トヨタ自動車株式会社 都城店が、3千205万円（税込み）で落札したので、同事業者から財産を取得することについて議会の議決を求めるもの		
17	議案第86号	財産の取得について	97
	水槽付消防ポンプ自動車（水Ⅰ-A型）の取得について、先般行った指名競争入札の結果、有限会社原口無線が、6千39万円（税込み）で落札したので、同事業者から財産を取得することについて議会の議決を求めるもの		

令和2年第4回都城市議会定例会（6月）

（議案第70号～第86号）

議案第70号

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、都城市税条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求める。

令和2年6月9日提出

都城市長 池田 宜永

専決第4号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

都城市税条例の一部を改正する条例の制定について（別紙）

理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第161号）が令和2年4月30日から施行されたことに伴い、緊急に都城市税条例（平成18年条例第99号）の一部を改正する必要があるが生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分するものである。

令和2年5月12日専決

都城市長 池 田 宜 永

都城市税条例の一部を改正する条例

都城市税条例（平成18年条例第99号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 （個人の市民税の税率の特例等） 第26条 （略）</p>	<p>附 則 （個人の市民税の税率の特例等） 第26条 （略） <u>（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）</u> 第27条 第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 70 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：市民生活部 納税管理課】

条例名	【専決処分した事件の報告及び承認】都城市税条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行日	令和 2 年 5 月 12 日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	<p>地方税法等の一部が改正されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等を規定する必要があったため、標記条例に係る専決処分をしたことについて報告し、その承認を求めるもの。</p>		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例の新設に伴い、徴収猶予申請に是正又は補完すべき事項があった場合の是正期間について、既存の徴収猶予申請の是正期間（市税条例第 9 条第 7 項の「20 日」）を準用する規定を整備するもの。</p>		
関係する法令及びその条項	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税法（昭和 25 年法律第 226 号） ・地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 26 号） 		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			

議案第71号

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、都城市特別職の職員及び教育長の期末手当の臨時特例に関する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求める。

令和2年6月9日提出

都城市長 池田 宜永

専決第5号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

都城市特別職の職員及び教育長の期末手当の臨時特例に関する条例の
制定について（別紙）

理由

都城市特別職の職員の給与に関する条例（平成18年条例第50号）及び都城市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成18年条例第52号）に基づき支給される手当のうち、令和2年6月1日を基準日として支給する都城市特別職の職員及び教育長の期末手当について、臨時特例の措置として期末手当を減じて支給するため、緊急に都城市特別職の職員及び教育長の期末手当の臨時特例に関する条例を制定する必要性が生じたが、議会の招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分するものである。

令和2年5月12日専決

都城市長 池 田 宜 永

都城市特別職の職員及び教育長の期末手当の臨時特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、令和2年6月1日を基準日として支給する特別職の職員（市長及び副市長をいう。以下同じ。）及び教育長の期末手当（以下「令和2年6月期末手当」という。）を減ずる措置を講ずるため、都城市特別職の職員の給与に関する条例（平成18年条例第50号。以下「特別職給与条例」という。）及び都城市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成18年条例第52号。以下「教育長給与条例」という。）の特例を定めるものとする。

(特別職給与条例の特例)

第2条 特別職給与条例に基づき支給される令和2年6月期末手当の支給に当たっては、特別職の職員が受けるべき令和2年6月期末手当の額から、当該期末手当の額に100分の20を乗じて得た額に相当する額を減じる。

(教育長給与条例の特例)

第3条 教育長給与条例に基づき支給される令和2年6月期末手当の支給に当たっては、教育長が受けるべき令和2年6月期末手当の額から、当該期末手当の額に100分の20を乗じて得た額に相当する額を減じる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：総務部 職員課】

条例名	【専決処分した事件の報告及び承認】都城市特別職の職員及び教育長の期末手当の臨時特例に関する条例			
制定改廃区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規制定 <input type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止			
施行日	令和 2 年 5 月 12 日	制定年月	新規制定	
制定改廃の目的・背景	令和 2 年 6 月 1 日を基準日として支給する市長、副市長及び教育長の期末手当の支給額を減額する必要があったため、標記条例に係る専決処分をしたことについて報告し、その承認を求めるもの。			
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	都城市特別職の職員の給与に関する条例及び都城市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例に基づき支給される手当のうち、令和 2 年 6 月 1 日を基準日として支給する期末手当については、当該職員が受けるべき期末手当の額から、当該期末手当の額に 100 分の 20 を乗じて得た額に相当する額を減額する。			
	役職	通常 の期末 手当 (A) (円)	減額 (2割) (B) (円)	令和 2 年 6 月 支給額 (A) - (B) (円)
	市長	1,917,600	383,520	1,534,080
	副市長 (総括担当)	1,540,200	308,040	1,232,160
	副市長 (事業担当)	1,377,000	275,400	1,101,600
	教育長	1,377,000	275,400	1,101,600
	合計	6,211,800	1,242,360	4,969,440
関係する法令 及びその条項	<ul style="list-style-type: none"> ・都城市特別職の職員の給与に関する条例第 5 条 ・都城市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第 5 条 			
制定改廃を要する 関係条例等	なし			
備考				

議案第72号

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、都城市議会の議員の期末手当の臨時特例に関する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求める。

令和2年6月9日提出

都城市長 池田 宜永

専決第7号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

都城市議会の議員の期末手当の臨時特例に関する条例の制定について
(別紙)

理由

都城市議会の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成20年条例第42号）に基づき支給される手当のうち、令和2年6月1日を基準日として支給する議員の期末手当について、臨時特例の措置として期末手当を減じて支給するため、緊急に都城市議会の議員の期末手当の臨時特例に関する条例を制定する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分するものである。

令和2年5月20日専決

都城市長 池 田 宜 永

都城市議会の議員の期末手当の臨時特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、令和2年6月1日を基準日として支給する議員の期末手当(以下「令和2年6月期末手当」という。)を減ずる措置を講ずるため、都城市議会の議員報酬、費用弁償等に関する条例(平成20年条例第42号。以下「議員報酬条例」という。)の特例を定めるものとする。

(議員報酬条例の特例)

第2条 議員報酬条例に基づき支給される令和2年6月期末手当の支給に当たっては、議員が受けるべき令和2年6月期末手当の額から、当該期末手当の額に100分の20を乗じて得た額に相当する額を減じる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：総務部 職員課】

条例名	【専決処分した事件の報告及び承認】都城市議会の議員の期末手当の臨時特例に関する条例			
制定改廃区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規制定 <input type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止			
施行日	令和 2 年 5 月 20 日	制定年月	新規制定	
制定改廃の目的・背景	令和 2 年 6 月 1 日を基準日として支給する議員の期末手当の支給額を減額する必要があったため、標記条例に係る専決処分をしたことについて報告し、その承認を求めるもの。			
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	都城市議会の議員報酬、費用弁償等に関する条例に基づき支給される手当のうち、令和 2 年 6 月 1 日を基準日として支給する期末手当については、議員が受けるべき期末手当の額から、当該期末手当の額に 100 分の 20 を乗じて得た額に相当する額を減額する。			
	役職	通常 の 期末 手当 (A) (円)	減額 (2 割) (B) (円)	令和 2 年 6 月 支給額 (A) - (B) (円)
	議長	1,020,000	204,000	816,000
	副議長	856,800	171,360	685,440
	議員 (27 名)	22,032,000	4,406,400	17,625,600
	1 名内訳	816,000	163,200	652,800
	合計 (29 名)	23,908,800	4,781,760	19,127,040
関係する法令及びその条項	・都城市議会の議員報酬、費用弁償等に関する条例第 5 条			
制定改廃を要する関係条例等	なし			
備考				

議案第73号

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、都城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求める。

令和2年6月9日提出

都城市長 池田 宜永

専決第6号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

都城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について（別紙）

理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のため、緊急に都城市国民健康保険条例（平成18年条例第153号）の一部を改正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分するものである。

令和2年5月12日専決

都城市長 池 田 宜 永

都城市国民健康保険条例の一部を改正する条例

都城市国民健康保険条例（平成18年条例第153号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p><u>第8条</u> <u>削除</u></p>	<p>(<u>新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金</u>)</p> <p><u>第8条</u> <u>給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定した日について、傷病手当金を支給する。</u></p> <p><u>2. 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額額の30分の1に相当する金額（その額に、5円未満の端</u></p>

数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)を超えるときは、その金額とする。

3. 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を越えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

第8条の2 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができるときに對しては、これを受けることができ期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第8条の3 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2. 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の都城市国民健康保険条例の規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日か

ら規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：健康部 保険年金課】

条例名	【専決処分した事件の報告及び承認】 都城市国民健康保険条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行日	令和 2 年 5 月 12 日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的とし、新型コロナウイルス感染症に感染するなどの一定の要件を満たした被保険者に係る傷病手当金を支給するための規定を整備する必要があったため、標記条例に係る専決処分をしたことについて報告し、その承認を求めるもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	<p>(1) 対象者 給与等の支払を受けている被保険者で、療養のため労務に服することができない者（新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり感染が疑われるとき）</p> <p>(2) 支給期間 労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間（最長 1 年 6 月まで）</p> <p>(3) 支給額 直近の継続した 3 月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額 × (2/3) × 日数</p>		
関係する法令 及びその条項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第 1 条の 2 ・ 国民健康保険法第 58 条第 2 項 		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			

議案第75号

都城市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

都城市監査委員条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年6月9日提出

都城市長 池田 宜永

都城市監査委員条例の一部を改正する条例

都城市監査委員条例（平成18年条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第195条第2項及び第202条の規定に基づき、監査委員に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第3条 監査委員は、<u>法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項の規定による監査の請求又は法第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項及び第243条の2第3項の規定による監査の請求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から、15日以内に監査に着手しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>(定期監査の期日及び通知)</p> <p>第4条 <u>法第199条第4項の規定による監査の期日は、毎会計年度監査委員があらかじめ定められた期日に行うものとする。</u></p> <p>2 <u>監査委員は、前項の監査を行うときは、あらかじめ監査の期日その他必要な事項を監査を受ける者に通知しなければならぬ。</u></p> <p>(財政援助を与えている者等に対する監査)</p> <p>第5条 <u>監査委員は、法第199条第7項の規定による監査を行うときは、あらかじめ監査の期日を監査を受ける者に通知しなければならぬ。ただし、監査委員が特別の必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(決算等の審査)</p> <p>第6条 <u>監査委員は、次の各号に掲げる書類が審査に付されたとき</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第195条第2項、<u>第200条第2項及び第202条の規定に基づき、監査委員に関し、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(事務局の設置等)</p> <p>第3条 <u>監査委員に事務局を置く。</u></p> <p>2 <u>事務局の職員の定数は、都城市職員定数条例(平成18年条例第33号)の定めるところによる。</u></p>

きは、60日以内に意見を付けて市長に送付しなければならぬ。ただし、やむを得ない理由があるときは、これを変更することができる。

(1) 法第233条第2項の規定により審査に付された決算及び証書類等

(2) 法第241条第5項の規定により審査に付された基金の運用の状況を示す書類

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第5条第3項の規定により審査に付された決算

(4) 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定により審査に付された決算、証書類及び事業報告書等

(5) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

(6) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

（現金出納の検査）

第7条 法第235条の2第1項の規定による検査は、前月分について毎月20日から月末までの間に行う。ただし、やむを得ない理由があるときは、これを変更することができる。

（公金の収納等の監査）

第8条 監査委員は、法第235条の2第2項の規定による監査を行うときは、あらかじめ監査の期日を指定金融機関に通知しなければならぬ。ただし、監査委員が特別の必要があると認める場合は、この限りでない。

（公表及び告示の方法）

第9条 （略）

（委任）

（公表及び告示の方法）

第4条 （略）

（委任）

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(都城市監査委員事務局設置条例の廃止)
- 2 都城市監査委員事務局設置条例（平成18年条例第296号）は、廃止する。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：監査委員事務局】

条例名	都城市監査委員条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input checked="" type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	公布の日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	<p>地方自治法の改正に伴い、監査委員が機動性を発揮しつつ監査を行うため、監査委員において定めることが適切である規定を削除し、及び都城市監査委員事務局設置条例により定めている事務局の設置等の規定を加えるため、所要の改正を行うもの。</p>		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<ol style="list-style-type: none"> 1 監査委員において定めるべき事項を削除し、監査委員事務局設置に関する規定を追加する。 2 附則において都城市監査委員事務局設置条例を廃止する。 		
関係する法令及びその条項	地方自治法第 195 条第 2 項、第 200 条第 2 項及び第 202 条		
制定改廃を要する関係条例等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都城市監査委員事務局設置条例（廃止） <p>（事務局の設置等については、都城市監査委員条例に規定することとするため廃止）</p>		
備考			

議案第76号

都城市役所支所設置条例の一部を改正する条例の制定について

都城市役所支所設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年6月9日提出

都城市長 池田 宜永

都城市役所支所設置条例の一部を改正する条例

都城市役所支所設置条例（平成18年条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第1（第2条関係）					
支所の名称 (略)	事務所の位置	所管区域	支所の名称 (略)	事務所の位置	所管区域
都城市庄内地区都城市庄内町12599番地1		(略)	都城市庄内地区都城市庄内町12692番地2		(略)
市民センター			市民センター		
(略)			(略)		

附 則

この条例は、令和2年10月26日から施行する。

議案第 76 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：市民生活部 庄内地区市民センター】

条例名	都城市役所支所設置条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 2 年 10 月 26 日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の 目的・背景	令和 2 年 10 月 26 日から供用開始予定の庄内地区市民センターの建替えに伴い、事務所の位置の変更をするため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	都城市庄内地区市民センターの事務所の位置の変更 都城市庄内町 12599 番地 1 → 都城市庄内町 12692 番地 2		
関係する法令 及びその条項	なし		
制定改廃を要す る関係条例等	なし		
備考			

議案第 77 号

都城市税条例の一部を改正する条例の制定について

都城市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 6 月 9 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市税条例の一部を改正する条例

都城市税条例（平成18年条例第99号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の非課税）</p> <p>第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p>	<p>附 則</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の非課税）</p> <p>第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 77 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：市民生活部 納税管理課】

条例名	都城市税条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	公布の日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	<p>地方税法等の一部が改正されたことに伴い、軽自動車税の環境性能割の非課税期間を延長するため、所要の改正を行うもの。</p>		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日まで非課税となっていた軽自動車税環境性能割のうち指定された燃費基準達成車について、緩和措置期間を半年間延長することとなったため、その期限を令和 3 年 3 月 31 日に改めるもの。</p>		
関係する法令及びその条項	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税法（昭和 25 年法律第 226 号） ・地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 26 号） 		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			

議案第78号

都城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

都城市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年6月9日提出

都城市長 池田 宜永

都城市手数料条例の一部を改正する条例

都城市手数料条例（平成18年条例第101号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第5（第2条関係）									
種類	区分	単位	金額	備考	種類	区分	単位	金額	備考
(略)					(略)				
4	その他印鑑登録証交付 の交付手数料	1件	500円	通知カード又は個人番号カード(以下「通知カード等」という。)の追記欄の余白がなくなつた場合、個人番号若しくは住民票コード変更により通知カード等を返納した場合は国外転出により通知カード等を返納した場合の再交付については、徴収しない。	4	その他印鑑登録証交付 の交付手数料		(略)	
(略)					(略)				
(略)					(略)				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 78 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：市民生活部 市民課】

条例名	都城市手数料条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	公布の日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	<p>情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の改正により、令和 2 年 5 月 25 日に個人番号通知カードが廃止されたことに伴い、個人番号通知カードの再交付に係る手数料についての規定を削除するため、所要の改正を行うもの。</p>		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>別表第 5（第 2 条関係）中、通知カード再交付手数料に係る規定を削除する。</p>		
関係する法令及びその条項	<p>・情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 16 号）第 4 条</p>		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			

議案第79号

都城市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

都城市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定する。

令和2年6月9日提出

都城市長 池田 宜永

都城市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

都城市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成18年条例第139号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 市は、次条第2項の規定により対象者の認定を受けた者（以下「認定対象者」という。）で、かつ、前条第1項第1号に規定する1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けているもの、前条第1項第2号に規定する療育手帳「A」の交付を受けているもの又は同項第1号に規定する3級の身体障害者手帳の交付を受けており、かつ、前条第1項第2号に規定する療育手帳「B1」の交付を受けているものが、第6条第1項に規定する重度心身障害者医療費受給資格証を提示して、その負傷又は疾病について、保険医療機関等において医療を受け、医療保険各法により当該医療に関する保険給付を受けた場合は、その一部負担金に相当する額（ただし、入院時の食事療養に係る費用を除く。以下「一部負担金相当額」という。）から1月に1,000円を控除して得た額を助成する。</p>	<p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 市は、次条第2項の規定により対象者の認定を受けた者（以下「認定対象者」という。）で、かつ、前条第1項第1号に規定する1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けているもの、前条第1項第2号に規定する療育手帳「A」の交付を受けているもの又は同項第1号に規定する3級の身体障害者手帳の交付を受けており、かつ、前条第1項第2号に規定する療育手帳「B1」の交付を受けているものが、第6条第1項に規定する重度心身障害者医療費受給資格証を提示して、その負傷又は疾病について、保険医療機関等において医療を受け、医療保険各法により当該医療に関する保険給付を受けた場合は、その一部負担金に相当する額（ただし、入院時の食事療養に係る費用を除く。以下「一部負担金相当額」という。）から1月に1,000円（<u>20歳以上の認定対象者が入院外の診療又は保険薬局で調剤の支給を受けた場合（以下「20歳以上の入院外」という。）にあつては、1診療報酬明細書等（療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）第5条第1項に規定する診療報酬明細書及び訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（平成4年厚生省令第5号）第1条に規定する訪問看護療養費明細書をいう。以下同じ。）につき500円。ただし、その合計額が1月に1,000円を超えるときは、1,000円を上限とする。）を控除して得た額を助成する。</u></p>
2 (略)	2 (略)

<p>3 第1項に規定する認定対象者が、第6条第1項に規定する重度心身障害者医療費受給資格証を提示しないで、保険医療機関等において<u>保険給付を受けて一部負担金を負担した場合には、その一部負担金相当額から1月に1,000円を控除して得た額を認定対象者又はその保護者等の申請により助成する。</u></p>	<p>3 第1項に規定する認定対象者が、第6条第1項に規定する重度心身障害者医療費受給資格証を提示しないで、保険医療機関等<u>で受けた医療について保険給付を受けて一部負担金を負担した場合には、その一部負担金相当額から1月に1,000円(20歳以上の入院外にあつては、1診療報酬明細書等につき500円。ただし、その合計額が1月に1,000円を超えるときは、1,000円を上限とする。)</u>を控除して得た額を認定対象者又はその保護者等の申請により助成する。</p>
<p>4 (略)</p> <p>5 第1項に規定する認定対象者が、その負傷又は疾病について、保険医療機関等において医療を受け、その医療費の全額を負担した場合には、当該医療の保険給付に相当する一部負担金相当額から1月に1,000円を控除して得た額を認定対象者又はその保護者等の申請により助成する。</p>	<p>4 (略)</p> <p>5 第1項に規定する認定対象者が、その負傷又は疾病について、保険医療機関等において医療を受け、その医療費の全額を負担した場合には、当該医療の保険給付に相当する一部負担金相当額から1月に1,000円(20歳以上の入院外にあつては、1診療報酬明細書等につき500円。ただし、その合計額が1月に1,000円を超えるときは、1,000円を上限とする。)を控除して得た額を認定対象者又はその保護者等の申請により助成する。</p>
<p>6・7 (略)</p> <p>8 第1項、第3項及び第5項の規定にかかわらず、20歳未満の認定対象者が当該各項に規定する一部負担金又は医療費の全額を負担する場合は、当該各項に規定する一部負担金相当額と同額(第7項の規定の適用がある場合は、同項に規定する付加給付額を当該助成額から控除して得た額)とする。</p>	<p>6・7 (略)</p> <p>8 第1項、第3項及び第5項の規定にかかわらず、保険薬局で受けた医療について<u>保険給付を受けた場合の助成額及び20歳未満の認定対象者が当該各項に規定する一部負担金又は医療費の全額を負担する場合は、当該各項に規定する一部負担金相当額と同額(第7項の規定の適用がある場合は、同項に規定する付加給付額を当該助成額から控除して得た額)とする。</u></p>
<p>(助成の方法等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 市長は、第1項の規定にかかわらず、医療費として当該保険医療機関等に支払うべき費用(第4条第1項の規定による助成</p>	<p>(助成の方法等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 市長は、第1項の規定にかかわらず、医療費として当該保険医療機関等に支払うべき費用(第4条第1項の規定による助成</p>

を受けられる者の入院に係る費用又は15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間に係る費用に限る。)について、第4条に規定する助成として当該認定対象者に助成すべき額の範囲において、認定対象者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。ただし、第4条第1項の規定による助成を受けられる者が20歳未満(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。)の場合は、「当該認定対象者に助成すべき額」とあるのは、「当該認定対象者に助成すべき額から1,000円を控除した額」と読み替えるものとする。

5 (略)

を受けられる者に係る費用に限る。)について、第4条に規定する助成として当該認定対象者に助成すべき額の範囲において、認定対象者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

5 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の都城市重度心身障害者医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：福祉部 福祉課】

条例名	都城市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 2 年 8 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	県の重度障がい者（児）医療費公費負担事業補助金交付要綱の改正に伴い、医療費の現物給付の対象を拡大し、20 歳以上の重度心身障がい者の入院外に係る窓口負担分を 1 医療機関 1 月当たり 500 円とすること等のため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	1 医療費として認定対象者が当該保険医療機関等に支払うべき費用を、認定対象者に代わり保険医療機関等へ支払うことができる対象について、小中学生の入院、通院、調剤及びその他の対象者の入院に限っていたものから、入院外受診分も対象とする変更 2 20 歳以上の重度心身障がい者の入院外に係る窓口負担分を 1 医療機関 500 円/月とし、その額が 1 月に 1,000 円を越えた分を助成する文言を追加		
関係する法令及びその条項	なし		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			

議案第 80 号

都城市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

都城市公民館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 6 月 9 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市公民館条例の一部を改正する条例

都城市公民館条例（平成21年条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後																																																																	
<p>(名称、位置及び対象区域)</p> <p>第4条 公民館の名称、位置及びその事業の対象となる区域（以下「対象区域」という。）は、次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>対象区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>庄内地区公民館</td> <td>都城市庄内町12599番地1</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		名称	位置	対象区域	(略)			庄内地区公民館	都城市庄内町12599番地1	(略)	(略)			<p>(名称、位置及び対象区域)</p> <p>第4条 公民館の名称、位置及びその事業の対象となる区域（以下「対象区域」という。）は、次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>対象区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>庄内地区公民館</td> <td>都城市庄内町12692番地2</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		名称	位置	対象区域	(略)			庄内地区公民館	都城市庄内町12692番地2	(略)	(略)																																										
名称	位置	対象区域																																																																	
(略)																																																																			
庄内地区公民館	都城市庄内町12599番地1	(略)																																																																	
(略)																																																																			
名称	位置	対象区域																																																																	
(略)																																																																			
庄内地区公民館	都城市庄内町12692番地2	(略)																																																																	
(略)																																																																			
別表第1（第10条関係）		別表第1（第10条関係）																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>基礎額</th> <th>単位当たりの使用料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公民館 (略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>区内会議室1</td> <td>同上</td> <td>200円</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>区内会議室2</td> <td>同上</td> <td>200円</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>公民会議室1及び 会議室2を併 せて使用する 場合</td> <td>同上</td> <td>300円</td> <td>同上</td> </tr> </tbody> </table>		区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額	公民館 (略)				区内会議室1	同上	200円	同上	区内会議室2	同上	200円	同上	公民会議室1及び 会議室2を併 せて使用する 場合	同上	300円	同上	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>基礎額</th> <th>単位当たりの使用料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公民館 (略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>区内相談室</td> <td>同上</td> <td>100円</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>区和室</td> <td>同上</td> <td>100円</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>公民調理室</td> <td>同上</td> <td>300円</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td>同上</td> <td>200円</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>中会議室</td> <td>同上</td> <td>300円</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>小会議室及び 中会議室を併 せて使用する 場合</td> <td>同上</td> <td>500円</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>多目的室1</td> <td>同上</td> <td>300円</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>多目的室2</td> <td>同上</td> <td>300円</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>多目的ホール (多目的室1)</td> <td>同上</td> <td>600円</td> <td>同上</td> </tr> </tbody> </table>		区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額	公民館 (略)				区内相談室	同上	100円	同上	区和室	同上	100円	同上	公民調理室	同上	300円	同上	小会議室	同上	200円	同上	中会議室	同上	300円	同上	小会議室及び 中会議室を併 せて使用する 場合	同上	500円	同上	多目的室1	同上	300円	同上	多目的室2	同上	300円	同上	多目的ホール (多目的室1)	同上	600円	同上
区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額																																																																
公民館 (略)																																																																			
区内会議室1	同上	200円	同上																																																																
区内会議室2	同上	200円	同上																																																																
公民会議室1及び 会議室2を併 せて使用する 場合	同上	300円	同上																																																																
区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額																																																																
公民館 (略)																																																																			
区内相談室	同上	100円	同上																																																																
区和室	同上	100円	同上																																																																
公民調理室	同上	300円	同上																																																																
小会議室	同上	200円	同上																																																																
中会議室	同上	300円	同上																																																																
小会議室及び 中会議室を併 せて使用する 場合	同上	500円	同上																																																																
多目的室1	同上	300円	同上																																																																
多目的室2	同上	300円	同上																																																																
多目的ホール (多目的室1)	同上	600円	同上																																																																

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：教育委員会 生涯学習課】

条例名	都城市公民館条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 2 年 10 月 26 日	制定年月	平成 21 年 3 月
制定改廃の目的・背景	令和 2 年 10 月 26 日から供用開始予定の庄内地区公民館の建替えに伴い、使用料及び位置の変更をするため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>1 庄内地区公民館の位置の変更 都城市庄内町 12599 番地 1 → 都城市庄内町 12692 番地 2</p> <p>2 公民館使用料の変更</p>		
関係する法令及びその条項	なし		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			

議案第 81 号

都城市介護保険条例第 10 条第 2 項の特例を定める条例の制定について

都城市介護保険条例第 10 条第 2 項の特例を定める条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 6 月 9 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市介護保険条例第10条第2項の特例を定める条例

(新型コロナウイルス感染症の影響により介護保険料の減免を受ける際の特例措置)

第1条 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の影響を受け、収入が減少したこと等により、都城市介護保険条例（平成18年条例第159号）第10条第1項第5号に該当する者が介護保険料の減免を受けようとする場合は、同条例第10条第2項の規定中「当該年度の8月1日から翌年度の4月末日まで」とあるのは、「令和2年7月1日から令和3年3月末日まで」と読み替えるものとする。

(委任)

第2条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

議案第 81 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：健康部 介護保険課】

条例名	都城市介護保険条例第 10 条第 2 項の特例を定める条例		
制定改廃区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規制定 <input type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	公布の日	制定年月	新規制定
制定改廃の目的・背景	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった者に対する介護保険料の減免を行うことに伴い、減免申請期間を延長するため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した都城市介護保険条例第 10 条第 1 項第 5 号に該当する者が減免の申請をできる期間について、都城市介護保険条例第 10 条第 2 項の規定中「当該年度の 8 月 1 日から翌年度の 4 月末日まで」とあるのを、「令和 2 年 7 月 1 日から令和 3 年 3 月末日まで」と読み替える特例を定めて、令和 2 年度中の介護保険料だけでなく、令和 2 年 2 月～3 月分の介護保険料についても、減免申請ができるようにする。		
関係する法令及びその条項	介護保険法第 142 条		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			

議案第 82 号

都城市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

都城市企業立地促進条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 6 月 9 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市企業立地促進条例の一部を改正する条例
 都城市企業立地促進条例（平成18年条例第207号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 (経過措置) 2 (略)</p>	<p>附 則 (経過措置) 2 (略) <u>3 新型コロナウイルス感染症による操業開始要件の特例</u> <u>措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型</u> <u>コロナウイルス感染症をいう。）の影響により、指定事業者が</u> <u>別表第1工場等用地取得補助金の交付の項要件の欄各号に規定</u> <u>する期間内に操業することが困難であることに相当の理由があ</u> <u>ると市長が認めた場合は、同欄中「の翌日から起算して3年を</u> <u>超えない期間内」とあるのは、「から市長が定める期間内」と</u> <u>読み替えるものとする。</u></p>

附 則
 (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に指定事業者の申請をした者に対する奨励措置については、なお従前の例による。

議案第 82 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：商工観光部 企業立地推進室】

条例名	都城市企業立地促進条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	公布の日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、工期の延長を余儀なくされた指定事業者について、工場等用地取得補助金の交付要件である操業を開始すべき期間を延長するため、所要の改正を行うもの。</p>		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、指定事業者が別表第 1 工場等用地取得補助金の交付の項要件の欄各号に規定する期間内に操業することが困難であることに相当の理由があると市長が認めた場合は、同欄中「の翌日から起算して 3 年を超えない期間内」とあるのは、「から市長が定める期間内」と読み替えるものとする。</p>		
関係する法令及びその条項	なし		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			

議案第 83 号

都城市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について

都城市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 6 月 9 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
 都城市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成30年条例第31号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(不均一課税)</p> <p>第2条 公示日（省令第1条の公示日をいう。以下同じ。）から平成32年3月31日までの期間内に、法第17条の2第4項の認定事業者であつて、同条第3項の認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税については、都城市税条例（平成18年条例第99号）第62条の規定にかかわらず、当該特別償却設備に対して新たに課されることとなつた年度以後3か年度に限り、次の表の左欄に掲げる事業及び同表の中欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める税率とする。</p> <p>(略)</p> <p>2 前項の規定は、都城市企業立地促進条例（平成18年条例第207号）第3条第1号の規定及び都城市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成30年条例第22号）第2条の規定の適用の対象となる家屋、構築物、償却資産又は土地並びに都城市税条例附則第10条の2第19項の規定の適用の対象となる機械装置等については、適用しない。</p>	<p>(不均一課税)</p> <p>第2条 公示日（省令第1条の公示日をいう。以下同じ。）から令和4年3月31日までの期間内に、法第17条の2第4項の認定事業者であつて、同条第3項の認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した<u>もの</u>について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税については、都城市税条例（平成18年条例第99号）第62条の規定にかかわらず、当該特別償却設備に対して新たに課されることとなつた年度以後3か年度に限り、次の表の左欄に掲げる事業及び同表の中欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める税率とする。</p> <p>(略)</p> <p>2 前項の規定は、都城市企業立地促進条例（平成18年条例第207号）第3条第1号の規定及び都城市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成30年条例第22号）第2条の規定の適用の対象となる家屋、構築物、償却資産又は土地並びに都城市税条例附則第10条の2第17項の規定の適用の対象となる機械装置等については、適用しない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：商工観光部 企業立地推進室】

条例名	都城市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	公布の日	制定年月	平成 30 年 6 月
制定改廃の目的・背景	地域再生法第 17 条の 6 の地方公共団体等を定める省令の改正により、地方拠点強化税制の適用期間が 2 年間延長されたことに伴い、企業の本社機能の更なる移転促進及び強化を図るため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>1 本条例の対象となる地域再生法第 17 条の 2 第 4 項に規定する認定事業者の認定期間の延長（第 2 条第 1 項関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 2 年 3 月 31 日まで → 令和 4 年 3 月 31 日まで ※認定事業者：宮崎県地域再生計画に適合する「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」を作成し、県の認定を受けた事業者 <p>2 本条例を適用しない資産のうち、地方税法附則第 15 条第 41 項に規定する機械装置等の減免の適用となる資産を規定する市税条例の改正による項ずれに対する処置（第 2 条第 2 項関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都城市税条例附則第 10 条の 2 第 19 項 ↓ 都城市税条例附則第 10 条の 2 第 17 項 <p>3 その他、字句の修正</p>		
関係する法令及びその条項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域再生法第 17 条の 6 ・ 地域再生法第 17 条の 6 の地方公共団体等を定める省令第 2 条 		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			

議案第 85 号

財産の取得について

次のとおり高規格救急自動車を取得することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年6月9日提出

都城市長 池田 宜永

- | | |
|----------|--------------------------------|
| 1 取得財産 | 高規格救急自動車 |
| 2 数量 | 1台 |
| 3 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 4 契約の金額 | 32,050,000円 |
| 5 契約の相手方 | 都城市吉尾町6135
宮崎トヨタ自動車株式会社 都城店 |

議案第 85 号関係資料

- 1 取得財産 高規格救急自動車
- 2 数 量 1台
- 3 予定価格 33,670,000円(消費税及び地方消費税込み)
- 4 落札価格 32,050,000円(消費税及び地方消費税込み)
- 5 落札率 95.19%

6 指名業者及び入札結果

指名業者	第1回入札金額(円)	摘要
宮崎トヨタ自動車株式会社 都城店	32,050,000	落札
宮崎日産自動車株式会社 都城店	33,046,200	

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税込みの金額である。

7 車両の仕様概要

- (1) 高規格救急自動車
- (2) 乗車定員：7名以上
- (3) エンジン：ガソリンエンジン
- (4) トランスミッション：電子制御 5速以上 A/T
- (5) 駆動方式：四輪駆動
- (6) 他積載品・付属品含む。

議案第 86 号

財産の取得について

次のとおり水槽付消防ポンプ自動車(水Ⅰ-A型)を取得することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年6月9日提出

都城市長 池田 宜 永

- | | |
|----------|-------------------------|
| 1 取得財産 | 水槽付消防ポンプ自動車(水Ⅰ-A型) |
| 2 数量 | 1台 |
| 3 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 4 契約の金額 | 60,390,000円 |
| 5 契約の相手方 | 都城市大王町1街区7号
有限会社原口無線 |

議案第 86 号関係資料

- 1 取得財産 水槽付消防ポンプ自動車(水Ⅰ-A型)
- 2 数量 1台
- 3 予定価格 60,620,144円(消費税及び地方消費税込み)
- 4 落札価格 60,390,000円(消費税及び地方消費税込み)
- 5 落札率 99.62%
- 6 指名業者及び入札結果

指名業者	第1回入札金額(円)	摘要
有限会社原口無線	60,390,000	落札
宮崎ラビットポンプ有限会社 都城営業所	60,500,000	
株式会社武田ポンプ店 都城営業所	60,720,000	
中村消防防災株式会社 都城営業所	61,600,000	
株式会社ヤマトボーデン	62,370,000	

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税込みの金額である。

7 車両の仕様概要

- (1) 水槽付消防ポンプ自動車(水Ⅰ-A型)
- (2) 乗車定員：5名以上
- (3) エンジン：ディーゼルエンジン
- (4) 駆動方式：4WD 6速AT
- (5) 車両総重量：12トン未満
- (6) 消火水槽容量：1,500リットル以上
- (7) 他取付け品・付属品・積載資機材含む。